

ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討事項

昨年12月より、ディスクロージャーワーキング・グループにおいては、下記の課題について議論を行っております。今般、投資家の適切な投資判断や、企業との建設的な対話を行うために、どのような視点から、どのような情報が必要であるか等について、広く意見を募集いたします。Ⅰ及びⅡの詳細については、次頁以降をご参照ください。

企業開示の役割

- ① 投資家の投資判断に必要な情報が、十分かつ正確に、また、適時に分かりやすく提供される
- ② 企業と投資家との対話を通じて、企業の中長期的な成長を促していく

企業開示を巡る課題の例

Ⅰ 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関する評価などを説明する記述情報を充実させるべきとの指摘。

（例えば、経営戦略、MD&A、リスク情報、雇用関係の情報など）

Ⅱ 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

対話の観点から、提供されることが望ましいガバナンス情報を充実させ、また、提供方法も改善すべきとの指摘。（例えば、政策保有株式や役員報酬の決定方針など）

Ⅲ 提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組

投資判断や建設的な対話に必要な情報の適時の提供と、その信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の提供を一層図るべきとの指摘。（例えば、会計監査に係る情報、情報開示のタイミングなど）

Ⅳ その他の課題

情報通信技術の進展等を踏まえ、投資家のニーズにあった分かりやすい情報提供を図るべきとの指摘。（例えば、EDINETの利便性、英文による情報提供など）

I 「財務情報」及び「記述情報（非財務情報）」の充実

日本の法定開示書類における記述情報の開示は、米国や英国と比較すると、量・質の両面において、改善の余地があるとの指摘がある。具体的には、各項目の記載を充実させるとともに、財務情報、経営戦略、MD&A、リスク情報等を有機的に相互に関連付けて記載すべきとの意見も聞かれる。

これらの意見も踏まえ、財務情報の理解を深め、建設的な対話を促進する観点から、情報提供のあり方をどう考えるか。

特に以下の点について、提供されるべき情報の内容、構成、相互の関連付け等、以下の内容の記載を求める意見があるが、情報提供のあり方をどのように考えるか。

① 経営戦略

- 企業の目的・理念、ビジネスモデル（他社との差別化要因、競争優位性、バリューチェーンの中での位置付け等）、経営計画等の記載
- MD&Aやリスク情報等との関連付けのあり方
- 実施状況や今後の課題に関する記載

② MD&A

- 経営者の視点での深度ある分析、経営者の開示資料作成プロセスへの関与
- 深度あるセグメントごとの分析
- キャッシュ・フロー、資本コストや資金調達に関する情報、主要経営指標等の分析

③ リスク情報

- 重要性に応じた記載、企業固有のリスクの説明、リスクへの対応策、リスクの変化の状況

④ 人的情報

- 連結全体の人件費や離職率などの従業員に関する情報

Ⅱ 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供（１）

コーポレート・ガバナンス関連の情報は、投資家と企業との建設的な対話を促進する観点から重要である。特に、政策保有株式や役員報酬については、より一層の開示を求める声が聞かれる。このような意見も踏まえ、特に以下の点について、提供されるべき情報の内容や情報提供のあり方をどう考えるか。

【政策保有株式】

① 開示内容

以下の内容の記載を求める意見があるが、開示のあり方をどのように考えるか。

- ・ 個別銘柄につき、より具体的な保有目的及び効果
- ・ 保有の合理性を検証する枠組みや、取締役会等における議論の状況
- ・ 純投資と政策投資の区分の基準や考え方、純投資目的の有価証券の状況
- ・ 前年からの異動に関する情報
- ・ 議決権行使の内容
- ・ 持ち合いの状況（政策保有対象企業によって保有されている自社の株式の状況）

② 対象銘柄

- ・ 記載の対象銘柄の範囲について、拡大すべきとの意見も聞かれるが、見直しを検討すべきか。

③ 提供方法のあり方

- ・ 有価証券報告書が英文化されていないため、海外投資家が政策保有株式に関する情報を利用しにくいことは問題との指摘があるが、どのように考えるか。
- ・ 議決権行使時に１年前の有価証券報告書の古い情報を利用しなければならない（注）のは、タイミングが悪いとの指摘があるが、どのように考えるか。（注）多くの企業が株主総会後に有価証券報告書を提出するため

Ⅱ 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供（２）

【役員報酬】

① 報酬の内容

以下の内容の記載を求める意見があるが、開示のあり方をどのように考えるか。

- 固定報酬と中期/長期の業績連動報酬等の区分ごとの内容や支給割合
- 経営目標の達成度が業績連動報酬へどのように反映されるのか
- 算定方法の決定権の委任を受けた者、その権限や裁量の範囲、報酬委員会の位置付けや構成メンバー、報酬決定の客観性や透明性に関する情報

② 役員報酬の個別開示の対象となる範囲

- 役員報酬の個別開示について、海外同様、金額にかかわらず、役職等を基準にすべきとの指摘があるが、どのように考えるか。
- 現行の１億円以上という区切りが、企業価値の向上に貢献した経営陣に対して、それに見合った報酬を提供していくべきとのコーポレート・ガバナンス上の要請に合ったものとなっていないのではないかと指摘があるが、どのように考えるか。

【ガバナンス情報の提供方法】

- 有価証券報告書において、ガバナンス関連の情報を「コーポレート・ガバナンスの状況」にまとめて記載すべきとの指摘があるが、どのように考えるか。
- 「有価証券報告書」と「コーポレート・ガバナンス報告書」の役割をどのように考え、それぞれにどのようなガバナンス情報を記載すべきと考えるか。